

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公開番号】特開2019-84174(P2019-84174A)

【公開日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【年通号数】公開・登録公報2019-021

【出願番号】特願2017-216131(P2017-216131)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月16日(2019.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利期間に対応した制御を実行可能な遊技機であって、

第1遊技価値と該第1遊技価値とは遊技価値の大きさが異なる第2遊技価値とを付与可能な遊技価値付与手段と、

演出を実行可能な演出実行手段と、

前記遊技価値付与手段によって付与された前記第1遊技価値と前記第2遊技価値とを合算して集計可能な遊技価値集計手段と、

前記遊技価値集計手段により集計された集計値を表示可能な集計値表示手段と、

を備え、

前記有利期間は、特定期間と、前記特定期間と繋がる期間であって前記特定期間とは遊技者にとっての有利度合いが異なり遊技者にとって有利な特定報知演出が実行される所定期間と、前記特定期間及び前記所定期間とは遊技者にとっての有利度が異なる特別期間と、を含み、

前記遊技価値集計手段は、前記有利期間において前記遊技価値付与手段により付与された集計値である第1集計値を集計可能であるとともに、前記特定期間と前記所定期間の期間中において前記遊技価値付与手段により付与された遊技価値の集計値である第2集計値を集計可能であり、

前記集計値表示手段は、前記第1集計値と前記第2集計値とを表示可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前記課題を解決するために、本発明の手段Aの遊技機は、

遊技者にとって有利な有利期間に対応した制御を実行可能な遊技機であって、

第1遊技価値と該第1遊技価値とは遊技価値の大きさが異なる第2遊技価値とを付与可能な遊技価値付与手段と、

演出を実行可能な演出実行手段と、

前記遊技価値付与手段によって付与された前記第1遊技価値と前記第2遊技価値とを合算して集計可能な遊技価値集計手段と、

前記遊技価値集計手段により集計された集計値を表示可能な集計値表示手段と、
を備え、

前記有利期間は、特定期間と、前記特定期間と繋がる期間であって前記特定期間とは遊技者にとっての有利度合いが異なり遊技者にとって有利な特定報知演出が実行される所定期間と、前記特定期間及び前記所定期間とは遊技者にとっての有利度が異なる特別期間と、を含み、

前記遊技価値集計手段は、前記有利期間において前記遊技価値付与手段により付与された集計値である第1集計値を集計可能であるとともに、前記特定期間と前記所定期間の期間中において前記遊技価値付与手段により付与された遊技価値の集計値である第2集計値を集計可能であり、

前記集計値表示手段は、前記第1集計値と前記第2集計値とを表示可能であることを特徴とする。

また、手段1の遊技機として、

遊技者にとって有利な有利期間（例えば、大当たり遊技状態、低確高ベース状態、スペシャルゾーンを含む高確高ベース状態、小当たり遊技状態）に対応した制御を実行可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）であって、

遊技価値（例えば、賞球）を付与する遊技価値付与手段（例えば、CPU103が賞球処理を実行する部分）と、

演出を実行可能な演出実行手段（例えば、演出制御用CPU120が演出制御プロセス処理を実行する部分）と、

前記遊技価値付与手段によって付与された遊技価値を集計可能な遊技価値集計手段（例えば、演出制御用CPU120が図8-17に示す賞球数表示処理の113SGS308や113SGS319の処理を実行する部分）と、

前記遊技価値集計手段により集計された集計値を表示可能な集計値表示手段（例えば、演出制御用CPU120が図8-17に示す賞球数表示処理の113SGS309や113SGS320の処理を実行する部分）と、

を備え、

前記有利期間は、特定期間（例えば、大当たり遊技状態）と、前記特定期間と繋がる期間であって前記特定期間とは遊技者にとっての有利度合いが異なり遊技者にとって有利な特定報知演出が実行される所定期間（例えば、スペシャルゾーンを含む高確高ベース状態）と、前記特定期間及び前記所定期間とは遊技者にとっての有利度が異なる特別期間（例えば、低確高ベース状態）と、を含み、

前記遊技価値集計手段は、前記有利期間において前記遊技価値付与手段により付与された遊技価値の集計値である第1集計値（例えば、連荘中に払い出された全ての賞球数の値）を集計可能であるとともに、前記特定期間と前記所定期間の期間中において前記遊技価値付与手段により付与された遊技価値の集計値である第2集計値（例えば、確変大当たりAの大当たり遊技中に払い出された賞球数とスペシャルゾーン中に払い出された賞球数）を集計可能であり、

前記集計値表示手段は、前記第1集計値と前記第2集計値とを表示可能である（例えば、図8-23に示すように、連荘中に払い出された全ての賞球数の集計値である第1賞球数カウンタの値113SG005Aと確変大当たりAの大当たり遊技中に払い出された賞球数とスペシャルゾーン中に払い出された賞球数の集計値である第2賞球数カウンタの値113SG005Bとを画像表示装置5に表示可能な部分）

ことを特徴としてもよい。

この特徴によれば、有利期間における集計値を適切に表示することができる。